目次

第一章 総則(第一条)

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置 (第二条)

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等 (第三条—第五条)

第三章 審議会等(第六条—第十二四条)

第四章 特別の機関 (第十三井条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確 な範囲 $\overline{\mathcal{O}}$ 所掌事務

を定めるとともに、 その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第三項の規定に基づいて、 内閣府の外局と

して、消費者庁を設置する。

消費者庁の長は、 消費者庁長官(以下「長官」という。)とする。

2

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 消費者庁は、 消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、 消費者 (T)

利益 一の擁護及び増進、 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保並びに生活に密接に関連する物資の

品質に関する中表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 消費者庁は、 前条の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。

- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 消費者 の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

消費者 の利 益の 擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並び

に推進に関すること。

四井 消費者安全法(平成二十年法律

号)第一条のは規定によるする消費者の消費生活の安全の確

保に関すること。

五 消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三章第二節の規定による重大製品事故 の報

告等に関すること。

貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関す

ること。

七 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) の規定による購入者等 の利益の保護に関すること。

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等の利益の保護に関す

ること。

九 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の規定による預託者の利

益の保護に関すること。

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) の規定による宅地建物取引業者の相手方等 (個

人に限る。)の利益の保護に関すること。

旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号)の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

景品類等 (不当景品類及び不当表示防止法 (昭 和三十七年法律第百三十四号) 第二条第一 項又は第

二項に規定する景品類又は表示をいう。 第六条第二項第 号 ハにおいて同じ。 の制限による消費者の

自主的かつ合理的な選択の機会の確保に関すること。

十三 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項に規定する基準に関すること。

十四四 食品衛生法第二十条 (同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。 に規定する表示又は

広告がされた同法第四条第 項 第二項 第四項若しくは第五項に規定する食品 添 加物、 器具若しく

は容器包装又は同法第六十二条第一 項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

十 五 健康増進法 (平成十四年法律第百三号) 第二十六条第一項に規定する特別用途表示、 同法第三十一

条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一 項に規定する表示に関すること。

農林物資の規格化及び品質表示の 適正化に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五号) 第十九条

項 から第三項までの 規定による品質に関する表示の基準に関すること。

家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) 第三条第一項に規定する家庭用品の品質の表示

の標準となるべき事項に関すること。

住宅 の品質確保の 促進等に関する法律 (平成十一 年法律第八十一号) 第二条第三項に規定する日本

住宅性能 表示基準 (個 人である住宅購入者等 \mathcal{O} 利益の 保護に係る部分に限る。 に関すること。

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第三項に規定する貸付けの契約、割賦販売法(昭和

土十六年法律第百五十九号)第二条第一項から第四項まで及び第六項に規定する割賦販売、ローン提携

販売、包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、及び前払式特定取引の契約、宅地建物取引業法

|(昭和二十七年法律第亩七十木号) 第二条第二号に規定する宅地建物取引業に係る契約並びに旅行業法

(昭和二十七年法律第二亩三十九号)第二条第三項に規定する旅行業務の契約に係る消費者の保護に関

五一消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並び

い推進に関すること

事業者による行為で消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの

の制限に関すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)。

七一飲食料品(食品衛生法(昭和二十二年法律第二亩三十三号)第四条第二項、第四項若しくは第五項に

規定する添加物、器果、容器包装若しくは同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ又は農林物資の規 格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十九条の十三第三項に規

定する農林物資を含む。)及び家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第亩四号)第二条第一項に規定

する家庭用品の品質の表示に関すること。――

ハー住宅の性能に関する表示(住宅の建設工事の請負契約又は住宅の売買契約に係る消費者の利益の保護

のために必要なものに限る。)に関すること。

十| 九 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並び

に食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関すること。

- 二 十 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 十 一 個 人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第七条第一項に規定する個人情報の

保護に関する基本方針 の策定及び推進に関すること。

- 二 十 二 消費生活の 動 向に 関する総合的 な調査に関すること。
- 二 十 三 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 十 四 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十六 前各号に掲げるもののほか、 法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき消費者庁に属させられ

事務

(関係行政機関との協力)

第五 条 長官は、 消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長に対し

資料の提 出 説明その他の必要な協力を求めることができる。

第三章 審議会等

(設置)

第六条 消費者庁に、 消費者政策委員会(以下「委員会」という。) を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 内閣総理大臣、 関係各大臣又は長官の諮問に応じ、 次に掲げる重要事項を調査審議すること。
- 1 消費者の利益 の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事 項
- 口 消費者 \mathcal{O} 利益 の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項
- ノヽ 景品 類 等の 制限 による事業者による行為で消費者 の自主的 かつ合理的 な選択の機会の 確保に支障な

及ぼすおそれがあるものの制限に関する重要事項

- 二 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項
- ホ 個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項
- へ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項
- ト 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

- 前号に規定する重要事項に関し、 内閣総理大臣、 関係各大臣又は長官に意見を述べること。
- 三 消費者基本法 (昭和四十三年法律第七十八号)、 消費者安全法、 割賦 販売法 特定 商 取 引に 関する法

律 特定商 品等 0 預 託等取引契約に関する法律、 不当景品類及び不当表 示防 1上法

特定商取引に関する法律 (昭和五十 十年法律第五十七号) 特定商品等の預託等取引架

(昭和六十一年法律第六十二号) 、 割賦販売法—食品衛生法、 農林物資の規格化及び品

食品衛生法、健康増進法 (平成十四年法律第百三号) --家庭用品

品

質表

質表示の適正化に関する法律、

示法、 住宅 $\overline{\mathcal{O}}$ 品質確保の促進等に関する法律―(平成十一年法律第八十一号)―、 食品安全基本法 個 人情

報 私の保護 E 関する法律及び 国 [民生活安定緊急措置法 (昭和四十八年法律第百二十一号) の規定によりそ

の権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第七条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員会に、 特別 0 事 項を調査審議させるため必要があるときは、 臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、 専門の事項を調査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第八条 委員及び臨時委員は、 消費者が安心して安全な消費生活を當むことができる社会の実現に関して優

れ た識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する。

専門委員は、 当該専門の事 項に関して優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

2

第九条 委員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 委員は、 再任されることができる。

3 臨時委員は、 その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるもの

とする。

4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとす

る。

5 委員、 臨時委員及び専門委員は、 非常勤とする。

(委員長)

第十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(意見の聴耳等)

4の出席を求めてその意見を聴くことができる。|

(関係行政機関との協力)

説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第十一#条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十二四条 第六条から前条までに定めるもののほか、 委員会に関し必要な事項は、 政令で定める。

第四章 特別の機関

(設置)

第十三#条 別に法律で定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で消費者庁に置かれるものは、 消

費者政策会議とする。

2 消費者政策会議については、 消費者基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。 ただし

. <mark>烞則第4次</mark>項の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

「せん」とする。

(準備行為)

2 | **\$** 第八条第一項の規定による委員会の委員の任命のために必要な行為は、 この法律の施行前においても

行うことができる。

理由

内閣府の組織に関し、 消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、 消費者

の利 益 $\overline{\mathcal{O}}$ 擁護及び増進、 消費者の自主的か つ合理的な選択の機会の確保並びに生活に密接に 関連する物資の

品質に 関 する中 表示に関する事務を一 体的に行わせるため、 消費者庁を設置する必要がある。 これが、この

法律案を提出する理由である。